

はらからの里:ユニット型個室料金表 (31日)

・令和2年4月1日からの料金です。その他、療養食加算等がかかる場合があります。  
 ・入居日から30日間以内の期間(入院後に再入所された場合も同様)は下記の料金に1日あたり30単位加算されます(2割負担の方は60単位、3割負担の方は90単位)

介護度	負担割合	負担段階	居住費		食費		介護サービス費						介護職員処遇改善加算(8.3%)④	介護職員等特定処遇改善加算(2.7%)⑤	月額合計 ①+②+③+④+⑤		
			日額	月額①	日額	月額②	ユニット型個室	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	個別機能訓練加算	夜間職員配置加算(Ⅱ)イ				日額計	月額計③
							日額										
1	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	1,938	138	36	69	36	138	2,355	73,005	6,059	1,971	186,374
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,292	92	24	46	24	92	1,570	48,670	4,040	1,314	159,362
	1割	2,006	62,186	1,392	43,152	646	46	12	23	12	46	785	24,335	2,020	657	132,350	
		第3段階	1,310	40,610	650											20,150	87,772
		第2段階	820	25,420	390											12,090	64,522
第1段階	820	25,420	300	9,300	61,732												
2	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,142	138	36	69	36	138	2,559	79,329	6,584	2,142	193,393
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,428	92	24	46	24	92	1,706	52,886	4,390	1,428	164,041
	1割	2,006	62,186	1,392	43,152	714	46	12	23	12	46	853	26,443	2,195	714	134,690	
		第3段階	1,310	40,610	650											20,150	90,112
		第2段階	820	25,420	390											12,090	66,862
第1段階	820	25,420	300	9,300	64,072												
3	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,361	138	36	69	36	138	2,778	86,118	7,148	2,325	200,929
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,574	92	24	46	24	92	1,852	57,412	4,765	1,550	169,065
	1割	2,006	62,186	1,392	43,152	787	46	12	23	12	46	926	28,706	2,383	775	137,202	
		第3段階	1,310	40,610	650											20,150	92,624
		第2段階	820	25,420	390											12,090	69,374
第1段階	820	25,420	300	9,300	66,584												
4	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,571	138	36	69	36	138	2,988	92,628	7,688	2,501	208,155
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,714	92	24	46	24	92	1,992	61,752	5,125	1,667	173,883
	1割	2,006	62,186	1,392	43,152	857	46	12	23	12	46	996	30,876	2,563	834	139,610	
		第3段階	1,310	40,610	650											20,150	95,032
		第2段階	820	25,420	390											12,090	71,782
第1段階	820	25,420	300	9,300	68,992												
5	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,775	138	36	69	36	138	3,192	98,952	8,213	682	213,185
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,850	92	24	46	24	92	2,128	65,968	5,475	454	177,236
	1割	2,006	62,186	1,392	43,152	925	46	12	23	12	46	1,064	32,984	2,738	891	141,950	
		第3段階	1,310	40,610	650											20,150	97,372
		第2段階	820	25,420	390											12,090	74,122
第1段階	820	25,420	300	9,300	71,332												

・利用者負担割合について

利用者負担割合				
第1号被保険者 要介護認定を受けている者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		3割
				2割
	本人の合計所得金額が160万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

- ・住民税非課税世帯でも一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定)がある場合には補足給付の対象外とする。
- ・世帯分離後でも配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。

詳細についてはお住まいの市町村までお問い合わせ下さい。

※介護サービス費の月額③と処遇改善加算④の合計額が自己負担の上限額を超過した場合は、超過分が高額介護サービス費として後から給付を受けることができます。

例 要介護5で負担割合が2割、自己負担の上限額が44,400円の方は③56,100＋④4,656-44,400＝16,356円が後日給付されますので、実質の料金は161,256-16,356＝144,900円となります。